

令和2年2月26日

関係者各位

亀山市新型コロナウイルス感染症対策推進会議会長
健康福祉部長 井分 信次

『新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベントの開催基準』について

昨年12月以降、新型コロナウイルス感染症が急速な勢いで世界に広まっており、日本国内でも感染が多数報告されている状況をふまえ、感染拡大防止のため、市主催のイベントに係る中止または延期の判断基準を策定しましたので、適切に運用いただくようお願いします。

記

1 開催基準

(1) 基本的な考え方

屋内で、一度に50人以上の不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いものとして、原則、中止・延期とする。

ただし、屋内・屋外を問わず、開催せざるを得ないイベントは、感染防止対策を徹底の上、開催することができる。

なお、卒業式、関係機関との会合等、参加者が特定できるものは、参加者への注意喚起を十分に行い感染防止対策を徹底の上、開催することができる。

(2) 開催する場合の感染防止対策

市が主催するイベントについては、次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。

- 参加者へ手洗いの推奨を行うこと
- 会場にアルコール消毒液を設置すること
- 発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
- 高齢の方や基礎疾患のある方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること

※市主催以外のイベントについては、以上の基準を参考に主催者が独自に判断するものとする。

※これらの対策が十分に担保できない不特定の方が集まるイベントは、3月31日(火)まで、原則として中止または延期とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

事務担当

健康福祉部長寿健康課健康づくりグループ
電話 0595-84-3316 (内線 6142)